



風水害への備えはできていますか？

▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

風水害は、事前に情報を収集し、早めの避難を行うことが非常に重要になります。播磨町では、お手持ちの携帯電話・スマートフォンへの情報伝達手段が多数ありますので、ご活用ください。

●防災安心ネットはりま

皆さんの携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録していただくと、災害時や地域の不審者情報などの緊急情報をいち早くメールにてお届けするシステムです。

また、平常時には、防災情報や休日の救急当直医の情報を見ることができます。



QRコード読み取り機能がついたカメラ付携帯電話の場合は、コードを接写するだけでアクセスできます。操作方法は、携帯電話の取扱説明書をご覧ください。

●Yahoo! 防災速報

皆さんのお手持ちのスマートフォンにアプリをインストールしていただき、播磨町の情報を受信する設定していただくと、Yahoo!や播磨町から配信される災害情報をポップアップ通知してくれるシステムです。

なお、スマートフォンをお持ちでない人も、お手持ちの携帯電話やパソコンのメールアドレスをご登録いただくと、同様の情報をメールで受信することも可能です。



●播磨町防災情報テレホンサービス

防災行政無線で放送した内容が聞き取りにくかった、聞こえなかったなどといったことはございませんでしょうか。播磨町では、防災行政無線で放送した内容を、電話で聞き返すことができる「播磨町防災情報テレホンサービス」の運用を行っております。

0180-997-131 (0180-きゅうきゅうな-ぼうさい)

全国瞬時警報システム (Jアラート) と防災行政無線を活用した訓練放送を行います

▶日時 6月18日 (火) 10:00頃

▶問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

放送にあわせて、ご家庭やお勤め先で、シェイクアウト訓練を実施してみましよう。

今年度の介護保険料額が決定しました 第1段階～第3段階の人の保険料率が軽減されます

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

65歳以上の人の保険料は平成30年度(2018年)～令和2年度(2020年)に提供される介護サービスに必要な費用などの見込額の23%を65歳以上の人数で割った額を基準額(66,000円)とし所得や住民税課税状況などに応じて決定しております。

10月からの消費税増税に伴い、今年度から第1段階～第3段階の人の保険料率が軽減されます。

年間保険料を軽減後の金額に調整した平成31年度介護保険料決定通知書を6月中旬にお送りしますので、各納期の金額を確認してください。

介護保険料所得段階	軽減前の料率と年間保険料	軽減後の料率と年間保険料
第1段階 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.45 29,700円	基準額×0.375 24,750円 4,950円減額
第2段階 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の人	基準額×0.65 42,900円	基準額×0.575 37,950円 4,950円減額
第3段階 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない人	基準額×0.75 49,500円	基準額×0.725 47,850円 1,650円減額

●特別徴収(年金天引き)対象の人

平成30年度以前から継続して特別徴収により納付されている人の、4月・6月・8月の保険料は、平成31年2月に年金から徴収した保険料額と同じ額を「仮徴収額」として徴収します。確定した年間保険料額から仮徴収合計額を差し引いた額を3回(10月・12月・2月)に分けた金額が本徴収として年金から差し引かれます。

●普通徴収(納付書・口座振替で納付)対象の人

年間保険料額から第1期分を差し引いた額を残りの5回の納期で分けて納めていただきます。

後期高齢者医療保険料の均等割軽減割合が変わります

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

後期高齢者医療制度発足時における保険料の激変緩和措置として、国の予算措置により実施されてきた保険料軽減特例措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成29年度から段階的に所得割軽減および元被扶養者の均等割軽減が見直されてきました。

据え置かれていた所得の低い被保険者に対する均等割軽減(本則7割、特例により9割または8.5割軽減)については、年金生活者支援給付金(基準額月5千円)や介護保険料の軽減拡充の開始に併せて、平成31年度から軽減割合が見直されます。

(注1)に該当する人は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年度に限り8.5割軽減

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合(年額)		
	本則	30年度	31年度
33万円以下 (注1)	7割 (14,656円)	8.5割 (7,328円)	
うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし(注2)		9割 (4,885円)	8割 (9,771円)

を据え置かれます。(注2)に該当する人で、世帯全員が非課税の場合などは、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。

介護保険料の減免制度

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

下表の減免対象に該当する人は、介護保険料決定通知書を持参のうえ保険年金グループにお越しください。必ず、事前にお問い合わせいただき、必要書類をご確認ください。

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限が到来していない納期分の保険料です。

減免対象者	減免額						
①本人または生計を維持している人が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた人	保険料の全額						
第2段階以上で以下のいずれかに当てはまる人 ②生計を維持している人が死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった人 ③生計を維持している人が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった人 ④生計を維持している人が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった人	今の保険料と減少した所得を基に計算した保険料との差額						
⑤第1段階(生活保護受給者を除く)で以下の全てに当てはまる人 (ア)世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <table border="1"> <tr><td>単身世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>二人世帯</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>三人以上の世帯</td><td>60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> (イ)資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ)市町村民税が課税されている人と生計が同一でないまたはその人に扶養されていないこと	単身世帯	60万円	二人世帯	60万円	三人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)	保険料の2分の1
単身世帯	60万円						
二人世帯	60万円						
三人以上の世帯	60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)						
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる人 (ア)世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <table border="1"> <tr><td>単身世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>二人世帯</td><td>120万円</td></tr> <tr><td>三人以上の世帯</td><td>120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)</td></tr> </table> 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ	単身世帯	120万円	二人世帯	120万円	三人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)	第1段階と第2段階保険料との差額
単身世帯	120万円						
二人世帯	120万円						
三人以上の世帯	120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)						
⑦第2段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している人	第1段階と第2段階保険料との差額						
⑧刑事施設に1カ月を超えて入所している人	入所月から退所月の前月までの期間の保険料						